

公立大学法人 公立鳥取環境大学  
理事長 江崎 信芳 様

監

監

## 監 査 報

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第  
づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日  
務の実行を監査いたしました。その結果を下記の

記

### 1 監査の方法及びその内容

私ども監事は令和2年度公立大学法人公立鳥  
審議会に出席するほか、役員（監事を除く、以  
から業務処理の状況を調査しました。また、財  
ら、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分  
概要及び結果について報告及び説明を受け、検

### 2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）  
況等を適正に表示しているものと認めま
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い法人のも  
めます。
- (5) 理事長、副理事長、理事の職務の執行に  
反する重大な事実はありません。な  
反する事項はありません。
- (6) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当

(役員職務及び権限)

第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理す

2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところによ  
補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき  
代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し  
行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその  
し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、  
団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び  
求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をするこ

6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に掲  
るときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告  
務省令で定める書類

二 その他設立団体の規則で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人  
方独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定め  
以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財  
調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を  
きる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長  
の長に意見を提出することができる。

(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計  
処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書  
の附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終  
に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長  
きは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当  
の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務  
報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査

ればならない地方独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。